



景百延幌

撮影者/山下 智昭

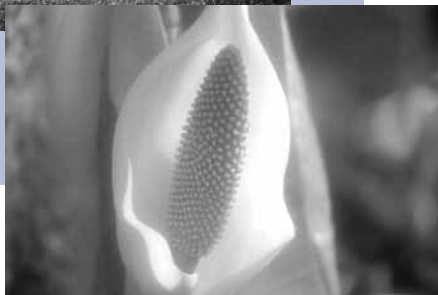


初春の利尻山

ワタスゲの花



ネコヤナギ



水芭蕉

窓の裏のほろ

■ 今年3月から4月にかけて暖かい日が多く、例年より春の訪れが早いような気がします。

■ 4月7日には町内の小学校、中学校で入学式が挙行されましたが、うららかな春の日差しの中、少し緊張した面持ちの新生たちが元気に式に臨んでいました。

■ 役場内でも久しぶりに1名の新規採用職員を迎え、新たな気持ちで新年度がスタートしました。4月1日の人事異動では、広報の担当者も異動という

ことになり、残った企画振興グループ3名で今月号から作成していくことになりました。

■ 広報「ほろのべの窓」がより町民の皆さまに親しんでいただけるよう、皆さまからも「こんなことが知りたいので特集してほしい」ということや、「こんな行事、話題があります」といった情報をお気軽に寄せいただけることを嬉しく思います。

● 広報誌へのご意見 ご要望をお寄せください ●
 総務課企画振興グループ ☎5-1111【内線】223-224

<p>まちのとき</p>	(平成20年3月 末日現在) ※()内は前年比	男	1,372 (-21)
		女	1,330 (-25)
		計	2,702 (-46)
		世帯数	1,271 (-10)

全国一斉「人権擁護委員の日」 特設相談所開設のお知らせ

稚内人権擁護委員協議会では、下記の日程により「特設相談所」を開設いたします。

架空請求、育児の悩み、近隣との争い、家庭内トラブル（夫婦・離婚・扶養・相続）、借地・借家、不動産売買、金銭貸借、学校での「いじめ・体罰」等多岐の相談に応じます。

相談内容についての秘密は堅く守られます。難しい手続きもありませんし、相談は無料です。どうぞお気軽にお越しください。

全国一斉「人権擁護委員の日」 特設相談所開設日程等

日時 平成20年6月2日(月)
 午前10時から午後4時まで
 場所 幌延町役場 2階小会議室

人権擁護委員制度を ご存じですか？

6月1日は「人権擁護委員の日」です。

人権擁護委員は、いつでも地域住民からの相談に応じています。相談内容についての秘密は守られます。又、相談は無料で、難しい手続きもありません。

人権相談所は、気軽に相談できる場所として、法務局で常時開設されています。また、市町村役場や公共施設などを利用して、特設人権相談所が開設されることもあります。

幌延町には、町が推薦し、法務大臣が委嘱した次の人権擁護委員がおります。

稲垣 紘 順 三好 和 夫

旭川地方法務局稚内支局
 稚内市末広5丁目6番1号 TEL 0162-33-1122



この広報誌は、資源保護のため再生紙を利用しています。